

令和 6 年度第 2 回

枚方市都市計画審議会

議 案 書

日 時 令和 6 年(2024 年)12 月 5 日(木)午後 2 時  
場 所 市役所別館 4 階 第 3 委員会室

# 議案書

## 一 目次一

○議案第9号

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について ······ 1

議案第 9 号

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について



都 計 第 167 号  
令和6年(2024年)12月5日

枚方市都市計画審議会  
会長 熊谷 樹一郎 様

枚方市長 伏見 隆



### 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

標題の件について、枚方市都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、次のとおり  
枚方市都市計画審議会に付議します。



## 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（枚方市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

| 名 称        | 位 置                      | 面 積        | 備 考  |
|------------|--------------------------|------------|------|
| 楠葉A23-2    | 枚方市 楠葉野田二丁目<br>楠葉丘一丁目 地内 | 約 - ha     | 廃止   |
| 楠葉A25      | 枚方市 楠葉丘一丁目 地内            | 約 0.03 ha  | 区域変更 |
| 楠葉A43      | 枚方市 楠葉中之芝二丁目 地内          | 約 0.09 ha  | 区域変更 |
| 楠葉B10      | 枚方市 東船橋一丁目 地内            | 約 0.30 ha  | 区域変更 |
| 菅原A1       | 枚方市 長尾峠町 地内              | 約 - ha     | 廃止   |
| 菅原A14      | 枚方市 長尾西町三丁目 地内           | 約 - ha     | 廃止   |
| 菅原A29      | 枚方市 長尾元町六丁目 地内           | 約 - ha     | 廃止   |
| 菅原A46      | 枚方市 長尾元町七丁目 地内           | 約 0.03 ha  | 追加   |
| 菅原B32      | 枚方市 長尾東町三丁目 地内           | 約 0.07 ha  | 追加   |
| 山田A8       | 枚方市 交北一丁目 地内             | 約 - ha     | 廃止   |
| 山田A33-1    | 枚方市 堂山三丁目 地内             | 約 0.64 ha  | 区域変更 |
| 山田A40      | 枚方市 堂山二丁目 地内             | 約 0.10 ha  | 区域変更 |
| 山田A50      | 枚方市 中宮山戸町 地内             | 約 0.06 ha  | 区域変更 |
| 山田A53      | 枚方市 中宮山戸町 地内             | 約 1.26 ha  | 区域変更 |
| 山田A60      | 枚方市 甲斐田新町 地内             | 約 0.03 ha  | 追加   |
| 山田B17      | 枚方市 出屋敷元町一丁目 地内          | 約 0.67 ha  | 区域変更 |
| 殿一B1       | 枚方市 磯島茶屋町 地内             | 約 - ha     | 廃止   |
| 氷室25       | 枚方市 杉山手二丁目 地内            | 約 0.03 ha  | 追加   |
| 蹉跎19       | 枚方市 北中振三丁目 地内            | 約 0.22 ha  | 区域変更 |
| 川越A51      | 枚方市 村野西町 地内              | 約 2.07 ha  | 区域変更 |
| 川越B16      | 枚方市 茄子作東町 地内             | 約 0.55 ha  | 区域変更 |
| 川越B31      | 枚方市 茄子作四丁目<br>茄子作南町 地内   | 約 1.39 ha  | 区域変更 |
| 川越B32      | 枚方市 茄子作五丁目 地内            | 約 1.89 ha  | 区域変更 |
| 川越B33      | 枚方市 茄子作一丁目 地内            | 約 0.11 ha  | 追加   |
| 川越B34      | 枚方市 茄子作三丁目 地内            | 約 0.04 ha  | 追加   |
| 小 計        |                          | 約 9.58 ha  |      |
| 楠葉A1他408地区 |                          | 約 75.39 ha | 変更なし |
| 合 計        | 428 地区                   | 約 84.97 ha |      |

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理由

市街化区域内の緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として、新たに生産緑地地区を追加及び変更するものである。

また、土地区画整理事業において仮換地の指定がされたことから、生産緑地地区の区域変更を行うとともに、生産緑地法第 10 条の規定に基づく買取り申出により、行為制限の解除された生産緑地については、農地としての機能が失われたことから、生産緑地地区を廃止及び変更するものである。

よって、本案のとおり生産緑地地区を変更するものである。